

# 住所変更届(転出証明書依頼書)

届出年月日 令和 年 月 日

田川郡川崎町長宛

①届出人	氏名	署名または記名押印	転出した方との関係 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 同一世帯員 ※本人以外は原則届出できません 〔 〕
	住所		
	連絡先	平日8:30~17:00の間に連絡が取れる電話番号を必ず記入してください	

②届出内容	異動日 (新しい住所に住み始めた日、 または住み始める予定の日)		令和 年 月 日 転出(予定)	
	新住所		新世帯主	<input type="checkbox"/> 届出人と同じ
	旧住所	<input type="checkbox"/> 届出人と同じ 川崎町大字	旧世帯主	<input type="checkbox"/> 届出人と同じ

③今回転出した人	フリガナ	氏名	生年月日	性別	続柄
	1		明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	男・女	
	2		明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	男・女	
	3		明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	男・女	
	4		明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	男・女	
	5		明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	男・女	

## 【マイナンバーカードをお持ちの方】 特例転出を希望しますか？

<input type="checkbox"/> 希望する ⇒ 転出証明書は郵送しません	<input type="checkbox"/> 希望しない ⇒ 転出証明書を郵送します
・川崎町での転出処理が終わりましたら、電話でご連絡しますので、引越し先の自治体で転入届を行ってください。 ・転入届はお引越から14日以内に行ってください。 転入の際はカードと暗証番号が必要です。	・転出証明書が届きましたら、引越し先の自治体で転入届を行ってください。 ・転入届の際は転出証明書とカード、カードの暗証番号が必要です。

## ★送付内容確認欄(封入前にご確認ください)

<input type="checkbox"/> 転出届(この用紙)⇒すべてご記入ください
<input type="checkbox"/> 本人確認資料(顔写真付き)の写し <input type="checkbox"/> 川崎町役場発行の保険証・医療証等(原本)
<input type="checkbox"/> 返信用封筒(切手・宛名記入⇒特例転出を希望される方は封筒不要です)

## 郵送による転出証明書の請求方法及び注意事項

### ①申請書

- ・記入漏れがないように、すべての欄に記入してください。
- ・確認が必要な場合はお電話いたします。**昼間(8:30~17:00)に連絡のつく電話番号を必ずご記入ください。**
- ・郵便による転出届は、原則「本人」からの申請に限られます。
- ・有効なマイナンバーカードをお持ちの方は、カードによる「特例転出」ができます。

### ②本人確認資料

- ・届出人の本人確認資料のコピーを添付してください。  
本人確認資料は、有効期限内のものに限ります。  
(例) マイナンバーカード(表面のみ)、運転免許証、在留カード等

### ③返信用封筒

- ・届出人の氏名、新住所を記入し、切手を貼ってください。  
お急ぎの場合は、速達分の切手も貼り、速達と記入してください。
- ・**特例転出(マイナンバーカードによる転出)、および海外転出の場合は、転出証明書は発行されませんので返信用封筒は不要です。**

※郵便局に転居届を提出していないために、返信の郵便物が新住所に届かないことがあります。事前に郵便局にお問い合わせの上、手続きをお願いします(手続きには数日かかります。)

### ④その他

- ・川崎町役場発行の保険証、医療証等をお持ちの方は原本を返却してください。

※転出届が届きましたら、お早めに新しく住んでいる市区町村役場に「転入届」を提出してください。  
(転入手続きについては、転入先の市町村にご連絡ください。)  
※内容に不備があり、連絡がつかない場合は、やむをえず返送させていただきます。

#### 《特例転出とは》

通常、川崎町外に転出するときは、窓口で転出届を提出し紙の転出証明書を受け取ったうえで、転入先の市区町村で転入届と一緒に提出する必要があります。

しかし、有効なマイナンバーカードをお持ちの方は、あらかじめオンライン(マイナポータル)または郵送により転出届をすることで、窓口で転出証明書を受け取ることなく、マイナンバーカードの持参及び暗証番号の入力により、転入先の市町村で転入届出をすることが可能となります。

なお、転出済みの場合は、転出した日から14日以内、転出予定の場合は、予定日から30日以内に届け出の場合に適用されます。

期限を過ぎるとカードが失効し使用できなくなりますので、ご注意ください。

#### ①申請書



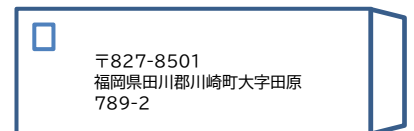
#### ②本人確認資料



#### ③返信用封筒



#### ④その他 医療証など



#### 郵送先

〒827-8501

福岡県田川郡川崎町大字田原789-2  
川崎町役場 住民課 住民年金係 宛

#### 問い合わせ先

☎ 0947-72-3000

※郵便物の配送状況及び書類審査の状況により、返送に日数がかかる場合があります。  
余裕をもってご請求ください。